

- 経済産業省は、熱供給事業の登録申請を受け付けた場合、需要家の熱の需要に応ずるために必要と見込まれる供給能力の確保等の観点から審査(下図※1)を行うとともに、委員会の意見を聴取する。
- 意見聴取があった場合、委員会は「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でない」と認められる者に該当しないかを審査(下図※2)する。経済産業大臣は、委員会の意見を聴取した上で、登録の可否を判断し、登録をしたときは申請者への通知を行う。

(※)なお、申請書の受理から登録までの標準処理期間は1月である。

